

大阪公立大学医学部附属病院職員特殊勤務手当規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 155

最近改正 令和 7. 6. 1 規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪公立大学医学部附属病院職員給与規程（以下「給与規程」という。）第 26 条第 2 項の規定に基づき、職員の特種勤務手当（以下「手当」という。）に関する事項を定めるものとする。

(手当の種類)

第 2 条 手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 放射線取扱手当
- (2) 死体処理手当
- (3) 夜間看護手当
- (4) 削除

(放射線取扱手当)

第 3 条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事し、月の初日から末日までの間に外部から被ばくしたエックス線その他の放射線（以下「放射線」という。）の量が 100 マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 50 号）第 30 条の 18 第 2 項に規定する測定により認められた場合に支給する。

- (1) 診療放射線技師が行う放射線を人体に対して照射する業務
- (2) 助産師若しくは看護師（以下「看護師等」という。）又は医療技術職員が行う放射線による撮影を介助する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第 3 条第 1 項に規定する管理区域において、看護師等又は診療放射線技師である職員が従事する放射線若しくは放射線同位元素による診療検査又はそれに伴う業務

2 前項に規定する手当の額は、1 月につき、7,000 円とする。

(死体処理手当)

第 4 条 死体処理手当は、大阪公立大学医学部附属病院の病理部に勤務する技術職員又は技能職員が、人の死体の貯蔵、運搬、洗浄その他の処理作業、人の死体に対する執刀の補助又は人体骨格標本の作成作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、900 円とする。

(夜間看護手当)

第 5 条 夜間看護手当は、看護師等が、所定の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までをいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる勤務時間に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 深夜における勤務が6時間以上の場合 9,000円
- (2) 深夜における勤務が4時間以上6時間未満の場合 4,400円
- (3) 深夜における勤務が2時間以上4時間未満の場合 3,800円
- (4) 深夜における勤務が2時間未満の場合 2,600円

第6条 削除

(支給日)

第7条 手当は、特別の事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院承継職員 平成31年3月31日に合併前の公立大学法人大阪市立大学に在職し、合併前の大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則を適用されていた職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。
- (2) 病院区分職員 この規程が適用される職員で、阿倍野地区(医学部附属病院)事業場及び阿倍野地区(MedCity21)事業場で勤務するもの(前号の職員を除く。)をいう。

(合併に伴う特例措置)

3 本則の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの期間における勤務にかかる病院承継職員及び病院区分職員の特殊勤務手当の支給は、(旧)大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。

附 則 (令和4.3.31 規程494)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4.10.1 規程600)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和6.6.1 規程173)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附 則 (令和7.6.1 規程)

この規程は、令和7年6月1日から施行する。